

明治用水頭首工地区

明治用水頭首工周辺整備その2工事

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考				
第 1 章 総 則	土地改良事業突発事故復旧事業明治用水頭首工地区明治用水頭首工周辺整備その2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。					
第 2 章 工事内容						
1. 目的	本工事は、土地改良施設突発事故復旧事業明治用水頭首工地区の事業計画に基づき、仮設ヤード内の整備を実施するものである。					
2. 工事場所	愛知県豊田市今町地内					
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) 舗装工 コンクリート舗装 t=150mm 7,445m2					
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。					
第 3 章 施工条件						
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を月当たり13日見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。					
2. 施工しない時間帯	原則、平日の午後17時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。					
3. 現場技術員	本工事は、共通仕様書 第 1 編 1-1-9 に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。					
第 4 章 現場条件						
1. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table><tr><th>工 事 等 名 称</th><th>工期（予定を含む）</th></tr><tr><td>土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その 2 工事</td><td>令和 5 年 8 月 30 日～ 令和 7 年 6 月 30 日</td></tr></table>	工 事 等 名 称	工期（予定を含む）	土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その 2 工事	令和 5 年 8 月 30 日～ 令和 7 年 6 月 30 日	
工 事 等 名 称	工期（予定を含む）					
土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その 2 工事	令和 5 年 8 月 30 日～ 令和 7 年 6 月 30 日					
2. 第三者に対する措置						
(1) 騒音及び振動対策	本工事地域は、騒音規制法及び、振動規制法に準じる地域であるため、施工に当たり低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。					
(2) その他	既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。					
3. 関係機関との調整	本工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルが生じないように、十分に連絡調整を行わなければならない。					
第 5 章 指定仮設						
1. 工事用道路等	市道長興寺渡刈線を現場搬入道路として利用する計画としているので、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において安全の確保を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。					
第 6 章 工事用材料						
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。					

項 目	内 容	備 考																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スラ ンプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th><th>セメント の 種類によ る 記号</th><th>使用 目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>BB</td><td>舗装 工</td></tr> </tbody> </table>	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の 種類によ る 記号	使用 目的	無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	BB	舗装 工										
種 類	呼び強度 (N/mm2)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメント の 種類によ る 記号	使用 目的																			
無筋 コンクリート	18	8	25	65以下	BB	舗装 工																			
2. 見本又は資料 提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td><td>配合報告書、試験成績書</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	提 出 物	生コンクリート	配合報告書、試験成績書																				
材 料 名	提 出 物																								
生コンクリート	配合報告書、試験成績書																								
3. 監督職員の検 査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th><th>検 査 ・ 試 験 項 目</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量</td><td>現場搬入時及びプラント</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考	生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																		
材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考																							
生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びプラント																							
第7章 施工																									
1. 建設資材廃棄物等の搬出	建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処 理 施設名</th><th>住所</th><th>受け入れ 時 間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト殻</td><td>近藤商事土木㈱ 豊田北部処理プラント</td><td>豊田市 猿投町樋泉 86-2</td><td>8:00～16:30</td><td>中間処理 業者</td></tr> </tbody> </table>	建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分	アスファルト殻	近藤商事土木㈱ 豊田北部処理プラント	豊田市 猿投町樋泉 86-2	8:00～16:30	中間処理 業者														
建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住所	受け入れ 時 間	事業区分																					
アスファルト殻	近藤商事土木㈱ 豊田北部処理プラント	豊田市 猿投町樋泉 86-2	8:00～16:30	中間処理 業者																					
2. 特定建設資材 の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table>		工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																						
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																						
3. 舗装工 (1) 舗装工	1) コンクリート舗設工 ① コンクリート舗装は、パイプレータ等で十分締固めた後養生しなければならない。 なお、舗装表面はほうき目仕上げとする。 ② 場内に水たまりが発生しないよう、勾配を設けるものとする。																								
第8章 施工管理																									
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1－1－10 に規定する(2)又は(3)の資格を有するものでなければならない。																								

項 目	内 容	備 考
2. 情報共有システムについて	1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。 2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書に示す情報共有システム活用要領によるものとする。	
3. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の1) から4) によりこれを実施するものとする。 1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2) 機器等の導入 ① 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、上記1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1) に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 受注者は、上記3) に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第9章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 水替えが必要になった場合 3) 不陸整正後に基盤の転圧が必要になった場合 4) 舗装外周の側溝及びフェンスの追加が必要になった場合 5) 施工のための調査・試験・検討・設計の追加 6) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 7) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの 8) 遠隔確認の試行を行う場合	
第10章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が歩掛調査又は間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者はその調査実施に協力するものとする。 なお、調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行ったうえで調査するものとする。	

項 目	内 容	備 考
第 11 章 その他 1. 契約後 VE 提案	1) 定 義 「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE 提案の意義及び範囲 ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE 提案書の提出 ① 受注者は、2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。	

項 目	内 容	備 考
	6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 入札後契約前 VE 提案	工事請負契約書第 18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。	
3. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部	
4. 配置予定監理 技術者等の専任 期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は契約を締結するまでの間に別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 165 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和 7 年 3 月 10 日（工事完了期限日）まで	
6. CORINS への登 録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
7. ワンデーレス ポンス実施に関 する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。	
8. 工事の施工効 率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 工事円滑化会議（工程確認会議）	

項 目	内 容	備 考
9. 現場環境の改善の試行	工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 4) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。 本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記 1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
10. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画	

項 目	内 容	備 考										
	書に含めて監督職員に提出するものとする。 3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。											
	<table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
	計上項目	実施する内容（率計上分）										
	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献											
11. 週休2日制工事の試行	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 （注）余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。											

項 目	内 容	備 考												
12. 週休 2 日制の 促進	④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><td></td><td>4 週 8 休以上</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%（ 8 日 / 28 日 ） 以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15 年 2 月19 日付け14 地第759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10 点を減ずるものとする。		4 週 8 休以上	現場閉所率	28.5%（ 8 日 / 28 日 ） 以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
		4 週 8 休以上												
	現場閉所率	28.5%（ 8 日 / 28 日 ） 以上												
	労務費	1.02												
	機械経費（賃料）	1.02												
	共通仮設費（率分）	1.02												
	現場管理費（率分）	1.05												
	1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。													
	2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上（現場閉所率28.5%（ 8 日 / 28 日 ） 以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。													
	① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。													
	○監督職員用													
	【働き方改革】													
☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。														
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。														
② 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ 工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。														
○監督職員用														
☐ 休日の確保を行った。														
☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕														

項 目	内 容	備 考
	○事業（務）所長用 ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。 ○事業（務）所長 ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%(8日/28日)以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
13. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成のうえ、合意した単価合意書は、公表するものとする。	
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土曜以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 次の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$ ※ 補正係数：1.2	
15. 法定外の労災保険の付保	本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。	
16. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費	

項 目	内 容	備 考
	労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
17. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	
第 12 章 定めなき事項		

(別記様式)

工期通知書

令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官
東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所長
長山 政道 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	明治用水頭首工地区 明治用水頭首工周辺整備その2工事
工事場所	愛知県豊田市今町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和 6 年度

土地改良施設突発事故復旧事業

明治用水頭首工地区 明治用水頭首工周辺整備その 2 工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局

矢作川総合第二期農地防災事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工				
舗装版破碎	As舗装, t=50mm	m ²	1,525	
殻運搬・処理	As舗装	m ³	76	
2. 舗装工				
(1)舗装準備工				
不陸整正		m ²	7,445	
(2)コンクリート舗装工				
コンクリート舗装	18-8-25, t=150mm	m ²	7,445	
3. その他				